

輸入公表三の7の(7)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について ①

輸入注意事項15第43号 (15.10.17)

改正①輸入注意事項17第49号 (17.7.25) ②輸入注意事項19第14号 (19.3.6)

上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年11月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

記

1 受付期日

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から3時30分まで

2 提出書類 ②

- (1) 別紙様式による確認申請書……………2通
- (2) 当該貨物の輸入に係る契約書の写し……………1通
- (3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書、再輸出証明書の写し……………2通
- (4) アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）施行令（平成5年政令第17号）別表第1の表1及び別表第2の表の1に掲げる種で法第6条第2項第三号に規定する個体を輸入しようとする場合にあっては、学術研究又は繁殖の目的でその個体を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書……………1通

3 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（野生動植物貿易班）及び経済産業局、通商事務所並びに沖縄総合事務所の各輸入担当課

4 電子情報処理組織を使用して行う手続き

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）に規定する電子情報処理組織を使用して、確認の手続きを行う場合にあっては、平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」及び平成12年4月3日付け輸出注意事項12第24号・輸入注意事項12第26号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の規定を準用するものとする。

なお、この場合においては、以下の事項に注意すること。

(1) 申請者の届出

平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号「特定手続等に係る申請者の届出について」の規定に基づき、申請者の届出を行っておくこと。

(2) 申請の受付期日

1の規定に関わらず、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

追

⑬

(3) 品目コード

申請様式に入力すべき品目コードは、「WC17」とする。

(4) 提出資料

2の規定による書類を指定電子計算機に記録又は提出すること。(2(1)の申請書を
除く)。

[別紙様式]

輸入公表三の7の(7)に基づく輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

平成 年 月 日

申請者名 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____
 電話番号
 及び担当者名 _____

| |
|--------|
| ※確認番号 |
| ※確認年月日 |

次の輸出許可書等の確認を申請します。

発 行 国 _____
 許可書番号 _____

| A | 学 名 | | (和 名) | | 数量 |
|---|-----|-----|-------|--|----|
| | 原産国 | ソース | | | |
| B | 学 名 | | (和 名) | | 数量 |
| | 原産国 | ソース | | | |
| C | 学 名 | | (和 名) | | 数量 |
| | 原産国 | ソース | | | |

上記の輸出許可書等について確認する。なお、本確認書により輸入申告をする際には、別添の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。また、本確認書は税関に提示し確認を受けた後、輸入通関後1ヶ月以内に裏面の「輸入状況報告」欄に記入のうえ、確認担当課あて返送すること。

※経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印

(裏面)

※通 関

| | | | |
|-------------------|------|------|---------------------|
| 輸入申告番号 及び申告年月日 | 送状数量 | 送状金額 | 許可又は承認年月日 及び税関押印 |
| | | | |

輸入状況報告

| 船 積 日 | 到 着 日 | B L 番号等 | 輸入数量 | | | 死亡数量 |
|-------|-------|---------|------|---|---|------|
| | | | A | B | C | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

輸入時の動物の状況及び死亡した動物がいる場合には原因について記入して下さい

| |
|--|
| |
|--|

- (注) 1 本申請書の大きさはA列4番縦長とすること。
- 2 「発行国」及び「許可書番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の発行国及び番号を記載すること。
- 3 「原産国」欄には、輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書中にある原産国を記載すること。
- 4 「ソース」欄には、W = 野生から取得したもの、F = F1世代又は野生と同等の飼育下で繁殖されたもの、R = ランチング事業から生まれたもの、C = 飼育により繁殖されたもの、I = 没収されたもの、U = 出所不明、O = 条約適用前に取得されたもの、の区分を記載すること。
- 5 ※印のある欄には記入しないこと。